

議案第 68 号

松阪市総合体育館条例の一部改正について

松阪市総合体育館条例（平成 17 年松阪市条例第 266 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 12 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市総合体育館条例の一部を改正する条例

松阪市総合体育館条例（平成 17 年松阪市条例第 266 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考第 7 項を別表第 1 備考第 8 項とし、別表第 1 備考第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 松阪市総合体育館大規模改修工事における休館のため、松阪市総合体育館年間個人使用券の使用可能期間が 1 年未満となるときは、月割をもって計算し、なお 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。